

【法人の名称】 司法書士法人グランスカイ

【事務所の所在等】

《上記法人の従たる事務所》

所 在 〒380-0805

長野県長野市柳町45番地 ハイッ柳町101号室

TEL 026-266-0740/FAX 026-266-0741

常 駐 社 員 司法書士 大 輪 宏 明

使用人である司法書士 司法書士 藤 本 尚 孝

《主たる事務所》

所 在 〒336-0017 埼玉県さいたま市南区南浦和一丁目30番19-1号

【設立年月日】 平成25年9月2日

【業務範囲】

- 1 登記又は供託に関する手続について代理すること
- 2 法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録を作成すること（ただし、4号に掲げる事務を除く）
- 3 法務局又は地方法務局の長に対する登記又は供託に関する審査請求の手続について代理すること
- 4 裁判所若しくは検察庁に提出する書類又は筆界特定の手続(不動産登記法第6章第2節の規定による筆界特定の手続又は筆界特定の申請の却下に関する審査請求の手続をいう)において法務局若しくは地方法務局に提出し若しくは提供する書類若しくは電磁的記録を作成すること
- 5 前各号の相談に応ずること
- 6 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、管財人、管理人その他これらに類する地位に就き、他人の事業の経営、他人の財産の管理若しくは処分を行う業務又はこれらの業務を行う者を代理し、若しくは補助する業務
- 7 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、後見人、保佐人、補助人、監督委員その他これらに類する地位に就き、他人の法律行為について代理、同意若しくは取消しを行う業務又はこれらの業務を行う者を監督する業務
- 8 司法書士又は司法書士法人の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の業務
- 9 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第33条の2第1項に規定する特定業務
- 10 司法書士又は司法書士法人の事務に附帯し、又は密接に関連する業務